

令和7年第7回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年6月19日（木曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 2号 令和7年度定期監査報告（第1次）について

第 4 報告第 3号 令和6年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 報告第 4号 専決処分の報告について

「和解及び損害賠償の額の決定について」

第 6 議案第58号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和7年度～令和11年度）の策定について

第 8 議案第60号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）

第 9 議案第61号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）

第10 発議第 5号 議員の派遣について

第11 発議第 6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

第12 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○追加日程

第 1 議案第62号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
総 務 課	和 田 広 夢 君
情 報 管 理 係 長	
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課	山 田 太 志 君
政 策 推 進 係 長	
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財務課税務係長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課	高 本 勇 一 君
社 会 福 祉 係 長	
福祉課子ども係長	高 橋 司 君
福 祉 課	斉 藤 悠 理 君
国 保 医 療 年 金 係 長	
健 康 支 援 課 長	棟 方 富 輝 君
健康支援課参事	奥 山 洋 美 君
健康支援課主幹	清 水 雅 代 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
上 下 水 道 課 長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上 下 水 道 課	小笠原 聡 君
業 務 係 長	
農 林 水 産 課 長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商 工 観 光 課 長	三 上 敏 文 君
商工観光課長補佐	木 村 謙 彦 君
商 工 観 光 課	小笠原 悠 太 君
観 光 振 興 係 長	

商工観光課長 商工労働係長	廣谷将大君
天売支所長	大西将樹君
焼尻支所長	藤井延佳君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課長補佐 兼学校給食 センター所長	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎寧大君
社会教育課主幹	木村康治君
監査室長	木村和美君
農業委員会 事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木繁君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	山岸大晟君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君）　これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 磯 野 直 君 8番 舟 見 俊 明 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君）　日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（村田定人君）　日程第3、報告第2号　令和7年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君）　ただいま上程されました令和7年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に6月3日、1日間の日程で天売、焼尻各支所及び各学校の5機関を逢坂監査委員と共に実施をいたしました。

なお、今回から特別な場合を除き各学校の監査は訪問を行わず、書類監査へ変更しております。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、提出された関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員から聞

き取りにより実施したところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売、焼尻各支所における1、公金取扱状況について申し上げます。各支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、各支所ともゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義の口座により、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、(2)、焼尻支所、各出納員扱いの差引き保管額は、6月3日現在、ともにゼロ円となっております。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由の方及びそれ以外の方、また満80歳以上になる方へ年間24枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額の助成とされ、各支所の交付状況は合計で昨年より3名減の32名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数は説明を省略いたします。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上などの理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託にて実施しておりますが、実績は表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては令和6年度につきましても受託業者が存在しないため、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況ですが、住民の移動状況を表しております。4月30日現在における天売、焼尻各地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数の増減はありませんが、人口で14人の減、焼尻地区では世帯数が2世帯の増、人口で3人の減少となっております。

次に、4ページを御覧願います。小中学校、高等学校の6月1日現在における児童・生徒数や学級編制の状況などを表したものでありますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和7年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第3号

○議長（村田定人君） 日程第4、報告第3号 令和6年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました報告第3号 令和6年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和6年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和7年6月18日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和6年度羽幌町一般会計で繰越しを行った物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金及び定額減税不足額給付事業（重点支援地方交付金事業分）ほか4件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては、昨年6月定例会、11月臨時会及び本年3月定例会において議決いただいた事業でありますので、内容説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和6年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（村田定人君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第4号 専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月18日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告するものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

和解の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりであります。

次に、和解の内容につきましては、1、羽幌町の過失割合を15%とする。2、相手方の過失割合を85%とする。3、羽幌町及び相手方は、互いに損傷させた相手車両を原形に復す費用を負担する。4、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立て等はない。

次に、損害賠償額は羽幌町が6万608円、相手方は39万1,000円であります。なお、羽幌町の損害賠償額につきましては全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は令和7年1月16日木曜日、午後2時頃、発生場所は羽幌町幸町50番地の15先路上であります。事故の発生状況であります。町職員が町道幸町通りから国道へ走行中、相手方が上記交差点に向けて南側から走行し、一時停止標識があるにもかかわらず停止せずに進入したところ公用車運転手席側側面に衝突し、損傷したものであります。なお、相手方とは対物賠償に関する示談書を取り交わし、5月30日に専決処分をしたものであります。

本件につきましては相手方の一時不停止が主な原因ではありますが、職員に対しましては危険予測運転を励行、徹底するなど安全運転への指導を行っております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから報告第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を

終わります。

◎議案第 58 号

○議長（村田定人君） 日程第 6、議案第 58 号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第 58 号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和 7 年 6 月 18 日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することに伴う規定の整備を行うとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、改正内容につきまして別途お配りしております議案説明資料、羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例要旨に基づき説明させていただきます。また、添付しております新旧対照表と併せご確認願います。

それでは、説明資料要旨を御覧ください。まず、1 として今回改正いたします本条例について簡単にまとめておりますが、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき法に規定のない本町独自の事務において個人番号を利用するため、また法の規定を含めた複数の事務において特定個人情報とを庁内連携するため必要な事項を定めているものであります。

それでは、2、改正内容についてであります。まず（1）、地方公共団体情報システムの標準化、共通化等に伴うものであります。標準化基準に適合する基幹業務システムを整備するに当たり、本システムに実装される住登外者宛名番号管理機能が独自利用事務に該当するとの見解が示されたため、本町における個人番号の独自利用を行う事務として、また当該機能の性質上、他業務との連携が必要とされることから、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携を可能とするためのものとして条例の定めが必要となっ

たものであります。

次に、（２）、その他（引用条項の改正）であります。条文内における用語の意義を規定している条項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により引用条項のずれが生じたため改正を行うものであります。

次に、３、附則であります。本条例の施行期日は、公布の日としております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略をさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５８号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号　羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５９号

○議長（村田定人君）　日程第７、議案第５９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和７年度～令和１１年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君）　ただいま上程されました議案第５９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和７年度～令和１１年度）の策定につきまして、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和７年度～令和１１年度）を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地、天売辺地及び焼尻辺地に係る公共的施設を整備するための財源として辺地対策事業債を充てたいと考えておりま

すことから、総合整備計画を策定する必要があり、令和7年5月7日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものでございます。

次のページ、総合整備計画書（案）を御覧願います。計画書（案）は各辺地ごとに作成しており、初めに寿、中央、朝日、平、上羽幌辺地であります。1番、辺地の概況といたしまして（1）は名称になります。（2）の地域の中心の位置につきましては、固定資産台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最も高い地点とされており、（3）の辺地地点数につきましては、ただいまの中心の位置から学校や医療機関など公共施設までの距離などを点数化した辺地の程度を示すものでありまして、その点数が100点以上になることが条件とされております。

次に、2番の公共的施設の整備を必要とする事情であります。本辺地は市街地から離れた農業地域であり、今後の高齢化社会に対応する中で生活環境の基盤整備を進める必要があると考えており、黒点で記載をしております経営近代化施設は、農業用排水施設の劣化などにより水害や農作物被害が発生していることから、道営の農業農村整備事業により改善を図るものであります。

次に、3番の公共的施設の整備計画であります。ただいまの当該事業に係る辺地対策事業債対象の事業費と財源を表したものでございます。金額につきましては御覧をいただきまして、読み上げは省略させていただきます。

次のページを御覧いただきまして、天売辺地の計画書（案）でございます。1番の辺地の概況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。2番の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、天売における地理的条件を記載し、その下の黒点になりますが、1つ目の学校施設は天売小中学校の経年劣化に伴う校舎及び体育館の大規模改修を盛り込むものでございます。

次に、黒点3つが並んでおりますが、公民館その他集会施設、地場産業施設、診療施設につきましては、老朽化が著しい天売総合研修センター、水産実習室、天売老人の家、これらの各機能を集約した複合施設の建設を盛り込むものでございます。

次の飲用水供給施設につきましては、簡易水道の各施設の維持管理を進める中で和浦ポンプ場の改築を盛り込もうとするものでございます。

一番下の教職員住宅につきましては、老朽化が著しい教職員住宅の改修を行い長寿命化を図ろうとするものでございます。

次のページを御覧いただきまして、3番の公共的施設の整備計画につきましては、ただいま申し上げました各事業の事業費と財源を表したものでございます。金額につきましては御覧をいただきまして、読み上げは省略させていただきます。

さらに、次のページを御覧いただきまして、焼尻辺地の計画書（案）でございます。1番の辺地の概況につきましてはこれまでと同様でございます。2番の公共的施設の整備を必要とする事情については、焼尻における地理的条件を記載しており、その下になりますが、黒点1つ目の学校施設につきましては焼尻小学校、焼尻中学校の建て替え事業、2

つ目の教職員住宅につきましては、老朽化が著しい教職員住宅の改修事業を盛り込もうとするものでございます。

3 番の公共的施設の整備計画につきましては、これまでと同様に各事業の事業費と財源を表したものでございます。御覧をいただきまして、読み上げについては省略をさせていただきます。

以上が本提案内容の説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第 59 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和 7 年度～令和 11 年度）の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号～議案第 61 号

○議長（村田定人君） 日程第 8、議案第 60 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 9、議案第 61 号 令和 7 年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 2,863 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 1,520 万 6,000 円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の 2 款総務費、一般管理費において留萌町村会負担金 34 万 4,000 円の増額は、構成町村が負担する対象経費の増加によるものであり、情報管理業務経費 530 万 8,000 円の増額は、令和 7 年 7 月から戸籍システムのクラウドサーバーを利用することによる回線使用料及び令和 7 年度末で保守期限を迎える行政専用ネットワーク、L G W A N の更新に係る関係機器を更新するものであり

ます。

同じく財産管理費において減債基金積立事業１，８００万円の増額は、保有する優先株について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生した収入額相当分８００万円及び羽幌町中小企業経営安定支援基金の廃止による一般会計への繰入金相当額１，０００万円を積み立てるものであります。

次に、３款民生費、社会福祉費においてシステム等導入委託料５０万５，０００円の増額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業を実施するためシステムを導入するものであり、財源は全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、８款土木費、道路橋梁費における橋梁長寿命化事業並びに道路維持費における除排雪事業及び道路維持車両整備事業に係る各財源更正は、国庫支出金の減額により過疎対策事業債及び一般財源を増額するものであります。

次に、１０款教育費、事務局費において教員住宅施設管理事業１３０万９，０００円の増額は、南町教職員住宅１棟についてモルタルの剥離等を改修するものであり、ＧＩＧＡスクール運営事業２６４万９，０００円の増額は、リースで導入を予定していた指導教員用タブレット端末について購入することにより、交付税措置の対象となる新たな起債が活用できることから、使用料及び賃借料を減額し、備品購入費を増額するものであり、財源につきましてはデジタル活用推進事業債を充てるものであります。

同じく小学校費、学校管理費において修繕料２６万円の増額は、腐食した天売小学校調理場のガス管を修繕するものであります。

同じく高等学校費の教育振興費において備品購入費２６万４，０００円の増額は、天売高等学校の学生寮にＡＥＤを配備するものであります。

次に、１１款災害復旧費、土木施設災害復旧費において災害復旧事業の財源更正は一般単独災害復旧事業債の借入見込額増加によるものであります。

次に、歳入につきまして、国庫支出金の増減、財産収入及び地方債の増加などにより財源調整として財政調整基金繰入金を１，７０９万５，０００円増額しております。

続きまして、下水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。資本金収入及び支出において、収入の第１款資本金収入、第１項企業債で６０万円、第３項国庫補助金で６０万５，０００円の増額は、埼玉県八潮市で発生した下水道管路が起因と考えられる道路陥没事案を受け実施された全国特別重点調査において、その対象施設に雨水管が加えられたことに伴い、当町において一部区間における雨水管の空洞調査等を実施する必要が生じたことから、その財源として下水道事業債及び国庫補助金を増額するものであり、第１款資本金収入の総額を１億７，１１６万２，０００円とするものであります。

また、支出の第１款資本金支出、第１項建設改良費で１２１万円の増額は、先ほど説明させていただきました国の補助金を活用し、実施する管路施設調査業務に係る経費を増額するものであり、第１款資本金支出の総額を２億５，６２０万６，０００円とするものであります。なお、下水道債を新たに活用することから、企業債のうち下水道整備事業債の

限度額を増額しております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第60号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）について資本的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（村田定人君） 日程第10、発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣の日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第6号

○議長（村田定人君） 日程第11、発議第6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第3号

○議長（村田定人君） 日程第12、意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月18日提出。

提出者、羽幌町議会議員、工藤正幸。賛成者、羽幌町議会議員、逢坂照雄、同じく小寺光一。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・

強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月18日、北海道羽幌町議会議員、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第62号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第62号

○議長（村田定人君） 追加日程第1、議案第62号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ341万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,862万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。2款総務費、一般管理費ほか4科目において放送受信料76万7,000円の増額は、他の自治体においてカーナビ付公用車及び公用携帯電話に係るNHK受信料の未契約に関する報道を確認し、本町に同様の事案がないか調査したところ、公用車8台の未契約が判明いたしましたことから、過年度分を含めた受信料を支払うものであります。未契約となった原因であります。テレビ放送を受信できるカーナビ等の機器ごとに契約が必要となることについて各職員の認識が不足し、状況を把握できていなかったためであり、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今回の事案を踏まえ、他の事務についても未契約等がないか再確認するとともに、今後においても全般的に遺漏がないよう注意を徹底していく所存でございます。

次に、3款民生費、介護福祉費において福祉関連複合施設改修事業76万4,000円の増額は、寄附により取得した旧病院施設について屋上に設置されている高圧受電キュービクル撤去に係る屋根の防水補修及び隣接する住宅との渡り廊下を分離するものであり、

財源は地域福祉基金繰入金を充てております。

次に、８款土木費、港湾管理費において羽幌港施設管理事業６２万７、０００円の増額は、北物揚場防舷材の補修及びオイルフェンスの購入であり、天売港施設管理事業２５万５、０００円及び焼尻港施設管理事業２７万９、０００円の各増額については、フェリー荷揚げ場鋼材腐食部分を補修するものでありますが、いずれも物価及び労務費の高騰により設計額が予定予算額を超過する見込みとなったため、不足する額を増額するものであります。

次に、１０款教育費、バス運行費においてスクールバス運行事業に係る修繕料７２万４、０００円の増額は、曙線で使用している車両のミッションが故障したため修復するものでございます。

次に、歳入につきましては、地域福祉基金繰入金のほか、不足財源として財政調整基金繰入金を２６５万２、０００円増額しております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第６２号 令和７年度羽幌町一般会計補正予算（第３号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

６番、小寺光一君。

○６番（小寺光一君） 私のほうから放送受信料の未払いについて質問というか、今後も含めて質問させていただきます。

この未払いのものというのは、町の所有しているものの中で発覚したと思うのですが、リースのものというのも入っているのでしょうか。リース契約のものも受信料を払っていかなければいけないのか、それとも購入したものに対してなのか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） 答えいたします。

今の小寺議員のご質問であります、リース車両につきましても基本的に専属使用が羽幌町ということになりますので、羽幌町のほうにおいてそういう設置がされている車両については負担していかなければならないという解釈になっております。

○議長（村田定人君） ６番、小寺光一君。

○６番（小寺光一君） 未払いの期間、数字だけではちょっと分からないのですが、

どのぐらいの期間、未払い最長あったのかということも教えてくださいませんか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

最長で12年の車両が未払いということになっておりました。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） あとは、次は今後なのです。今まで未払いだったものは改めて契約をして支払うということだと思えるのですが、今後その車両をそのまま、車両についているナビですか、を継続して使用して契約して使っていくのか、それともナビを新しいものに替えて、特にテレビの受信機能のないものに替えていくのか、あと今後新たなリースなり購入する際のカーナビの仕様をどうしていくのか。例えばそういう仕様書にテレビの受信機能のないものを発注するだとか、そういう今後のことです。今現行のものをどうするのか、そしてこれからリースなり購入するものに対してどういう取組というか、アプローチをしていくのかということを説明していただけますか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

今のご質問ということで、今後そういう車両についてどうするかということでございますが、現行の対象となっている車両につきましては、原則特段そういうテレビ等を受信する必要がないというものにつきましては、全てアンテナを撤去するですとか、接続を解除する、要は物理的にテレビが受信できないようにできればいいということになりますので、現状私どものほうで所有している、またはリースしている車両につきましては、カーナビはそのままアンテナを外すか、アンテナの接続されている部分を外してもらって、業者の証明を受けて、というような取扱いになっております。

今後につきましては、基本的な考え方としては特段地デジ等のテレビ機能を有するということがなかなか考えづらいものでありますので、そういったものの機能がないもの、または受信できないような仕様にして納入してもらうということで現在進めております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） アンテナを外して、業者さんに確認してもらって、それでいいのですか。その辺がちょっと実際分からないので、その機械自体替えなければいけないのかなと私は思ったのですが、アンテナを外して検定というか、チェックがあればいいのかなというふうに思いました。

あと、ちょっと広がりが出てくるのですが、羽幌町の例えば消防車両とか、そういうのはまた消防、議会でないとは分からないという感じなのですか。そこはどうでしょうか。ほかの……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今回の未払いの件について、例えば消防の車両ですとか、そういうのは入っているでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） 答えいたします。

今回の対象車両につきましては、あくまでも羽幌町のみを対象となっております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、令和7年第7回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時54分）